

大阪広域水道企業団附属機関条例の一部を改正する条例の
あらまし

- 1 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づく出納取扱金融機関の指定に当たり、大阪広域水道企業団出納取扱金融機関選定委員会を設置します。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。